

「県土整備局建築工事積算要領」【新旧対照表】

新	旧
<p>第1編 総則</p> <p>(略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>(略)</p>
<p>第2編 共通費</p> <p>(略)</p>	<p>第2編 共通費</p> <p>(略)</p>
<p>第3編 単価及び価格</p> <p>1 物価資料の掲載価格の取り扱いについて</p> <p>「公共建築工事標準単価積算基準」（以下、「単価基準」という。）の第1編2による単価及び価格の算定において、材料価格等、材料単価及び仮設材費等を物価資料の掲載価格による場合は、積算資料（（一財）経済調査会発行）及び建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の掲載価格の平均値を採用する。</p> <p>市場単価は、建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載の「建築工事市場単価」の平均値を採用する。</p> <p><u>単位施工単価のうちシフト単価は、建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載の「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。</u></p> <p>なお、単価の算定にあたり適用都市が異なる場合は、適用都市の優先順位が高い方の価格を採用する。適用都市の優先順位は第一位「横浜」（「関東」、「全国」含む）、第二位「東京」の順とする。</p>	<p>第3編 単価及び価格</p> <p>1 物価資料の掲載価格の取り扱いについて</p> <p>「公共建築工事標準単価積算基準」（以下、「単価基準」という。）の第1編2による単価及び価格の算定において、材料価格、材料単価及び仮設材費等を物価資料の掲載価格による場合は、積算資料（（一財）経済調査会発行）及び建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の掲載価格の平均値を採用する。</p> <p>市場単価は、建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載の「建築工事市場単価」の平均値を採用する。</p> <p>なお、単価の算定にあたり適用都市が異なる場合は、適用都市の優先順位が高い方の価格を採用する。適用都市の優先順位は第一位「横浜」（「関東」、「全国」含む）、第二位「東京」の順とする。</p>

新	旧
2、3、4 (略)	2、3、4 (略)
第4編 特別事項 (略)	第4編 特別事項 (略)
附 則 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。 2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 3 この要領は、平成27年7月1日から施行する。 4 この要領は、平成28年6月1日から施行する。 5 この要領は、平成28年12月13日から施行する。 6 この要領は、平成29年2月1日から施行する。 7 この要領は、平成29年7月1日から施行する。 8 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 9 この要領は、令和2年7月1日から施行する。 10 この要領は、令和3年7月1日から施行する。 11 この要領は、令和5年7月1日から施行する。 <u>12 この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u>	附 則 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。 2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 3 この要領は、平成27年7月1日から施行する。 4 この要領は、平成28年6月1日から施行する。 5 この要領は、平成28年12月13日から施行する。 6 この要領は、平成29年2月1日から施行する。 7 この要領は、平成29年7月1日から施行する。 8 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 9 この要領は、令和2年7月1日から施行する。 10 この要領は、令和3年7月1日から施行する。 11 この要領は、令和5年7月1日から施行する。